

令和6年度 大学生による地域活性化支援事業のご案内

阪神南地域を対象地域に、大学生が地域団体等と連携して行う地域活性化の取組に対して支援する「大学生による地域活性化支援事業」の募集を行います。

●応募期間

令和6年4月9日(火) ~ 令和6年5月9日(木) 午後5時必着

●助成内容

1 補助対象事業

大学生が地域の団体・事業者等と連携して取り組む地域活性化事業で、学生グループによるフィールド活動を想定しています。

従来から実施している又は実施していた事業（従来の活動に創意工夫を加えることで活動の広がりが認められるものを除く）は補助対象から除きます。

(1) 学生と地域団体、事業者等との連携による地域活性化事業

- ・ 地域事業者とのコラボによる新商品開発
- ・ 自治会と連携した団地活性化イベントの実施
- ・ 幼稚園・小学校と連携した安心・安全なまちづくりの提案
- ・ 商店街事業者とのワークショップによる再生方策の提案 等

(2) 阪神間モダニズム文化を活かした地域活性化事業

- ・ モダニズム建築と周辺の地域資源への周遊を促す手法の提案
- ・ モダニズム文化を発信するイベントの実施 等

(3) 阪神南ベイエリア活性化事業

阪神南臨海部の地域資源を活用した地域の賑わいづくり・魅力発信の提案

- ・ マリンスポーツ等を活用した誘客促進
- ・ 尼崎運河等の水辺空間周遊の仕掛けづくり 等

2 補助事業対象者

地域団体や事業者等と連携して地域活性化を実施する阪神南地域の大学・短期大学のサークル・ゼミ・研究室等の学生グループ

※ 事業の実施には教員の指導を要します。

※ 同一大学・同一短期大学からの応募は3事業までとし、構成員は重複することができません。

3 補助対象期間

令和6年6月1日 ~ 令和7年3月31日

4 補助率

定額 上限20万円/事業（申請額より低い金額で認定となる場合があります。）

審査会開催後に採択・不採択の結果を通知します。

5 補助対象経費

フィールド調査や連携活動に要する経費（別表1を参照のこと）

※ 備品、金券、景品、飲食代、販売に供する物品等は原則補助対象外です。

6 応募方法

(1) 応募書類

- ① 応募書 ② 事業計画書（別紙1） ③ 収支予算内訳書（別紙2） ④ 団体概要書（別紙3）
⑤ その他参考となる資料

※ 提出いただいた応募書類の返却は行いません。

(2) 応募書類提出先（お問い合わせ先）・・・下記提出先にメール又は郵送にてご送付ください。

兵庫県阪神南県民センター 県民交流室 県民・産業振興課（県民担当）
〒660-8588 尼崎市東難波町 5-21-8（兵庫県尼崎総合庁舎3階）
電話 06-6481-4629（平日 9:00～17:00） Mail hanshinm_kem@pref.hyogo.lg.jp

7 審査会の実施について

プレゼンテーション審査により採択事業を決定し、審査結果を通知します。

採択にあたっては条件を付す場合があります。

本事業は、学生グループによるフィールド活動を重視します。

審査のポイントは、事業内容、事業に対する熱意、地域団体・事業者との連携体制等です。

※ 審査会の実施時期は、5月中・下旬を予定しており、応募者へ別途通知します。

8 事業の実績報告について

本事業による補助を受けた事業については、以下の①～③により報告していただきます。

なお、①・②の開催にあたり、資料提出等を別途お願いすることがあります。

① つながり交流祭(令和6年12月開催予定)

補助事業を通じて得られたノウハウを広く発信するため、「つながり交流祭」において、参加学生及び連携団体(地域団体・事業者等)による中間報告を行っていただきます。

② 連絡会議(令和7年2月以降開催予定)

県民センターと阪神南地域各大学・短期大学の地域連携担当者が意見交換を行う連絡会議においても成果報告をしていただきます。

③ 補助事業実績報告書の提出

以下の提出期限までに、実績報告書を提出していただきます。

提出期限までに報告書の提出がない場合、補助金交付決定を取り消す場合があります。

【提出期限】 事業完了後30日以内又は令和7年4月10日のいずれか早い日

●参考：令和6年度大学生による地域活性化支援事業Q&A

～応募について～

Q.大学キャンパスが県内各地に複数あるが、応募可能か。

A.阪神南地域に大学本部またはキャンパスがあり、同地域が対象の事業であれば可能です。

Q.地域団体等との連携が未定であるが、応募可能か。

A.必ず、一団体以上の連携先がお決まりになってからご応募ください。

Q.継続事業は応募可能か。

A.継続事業についても、創意工夫によりさらなる発展が期待される内容のものは可能です。

Q.応募書類は持参でなければならないか

A.ご応募は書類持参、メールでの提出が可能です。

Q.プレゼンテーション審査は教員が行っても良いか。

A.大学生が主体となる事業のため、大学生よりご説明をお願いいたします。(教員随行可)

～経費について～

Q.レンタカー代・バス借上費は補助対象経費か。

A.原則、対象外です。公共交通機関での移動が不可の場合は、事前にご相談ください。

Q.イベント参加者用のノベルティ作成費は補助対象経費か。

A.単なる景品の類は対象外です。
地域活性化を目的とした、企業等との共同開発品の作成費は対象となります。

Q.休暇期間で定期券が有効期限切れの場合、自宅～大学までの打合旅費は補助対象経費か。

A.対象となります。有効期間内における定期区間の旅費は対象外となります。

Q.ちらし・パンフレット等の広報物は作成可能か。

A.可能です。広報物を作成する場合、「兵庫県阪神南県民センターより大学生による地域活性化支援事業の補助を受けている」旨を記載し、完成後速やかに、県民センターに最低1部はご提出ください。

※ その他のご不明点については、下記の連絡先までお問い合わせください。

【お問い合わせ】

兵庫県阪神南県民センター県民交流室 県民・産業振興課(県民担当)
〒660-8588 尼崎市東難波町 5-21-8 (兵庫県尼崎総合庁舎3階)
電話 06-6481-4629 (平日 9:00～17:00) FAX 06-6482-0579
Mail hanshinm_kem@pref.hyogo.lg.jp

注意事項

下記(1)～(5)をご確認ください。

- (1)補助事業対象者は、特定の宗教活動又は政治活動を行っていない者に限ります。
- (2)代表者は、補助金の経費管理にかかる責任者となります。
- (3)他に兵庫県（県の外郭団体含む）の補助を受ける場合、この事業の補助を受けることはできません。国補助事業、市補助事業等については、本事業との併用は可能です。
- (4)補助金の支払いは、実績報告後の精算払いとします。事業完了後、提出された実績報告書を審査のうえ、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、補助金額を確定し、請求書に基づき指定口座に補助金をお支払いします。
- (5)令和6年度阪神南県民センター地域躍動推進事業補助金交付要綱第15条に基づき交付決定の取消し及び公表を行う場合や、地方自治法第221条第2項に基づき調査及び報告を徴する場合があります。

令和6年度阪神南県民センター地域躍動推進事業補助金交付要綱

第15条 県民センター長は、補助事業者又は間接補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令並びにこの要綱及び当該補助事業に係る要綱、要領その他の規程の規定に違反したとき。
- (2) 補助金又は間接補助金を補助事業又は間接補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金又は間接補助金の交付を受けたとき。
- (5) 暴力団等であるとき。

2 県民センター長は、前項の取消しを決定した場合には、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

3 県民センター長は、第1項の取消しを決定した場合には、その旨及びその取消事由、その取消しに係る補助事業者又は間接補助事業者の名称その他県民センター長が必要と認める事項を公表することができる。

4 前項の規定による公表は、その取消事由が悪質かつ重大である場合その他の県民センター長が必要と認める場合に行うものとする。

地方自治法

第221条 2 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付けを受けた者（補助金、交付金、貸付金等の終局の受領者を含む。）又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができる。